

2022年度

事業計画書

2022年9月1日から2023年8月31日まで

特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

1 事業実施の方針

消費者団体訴訟制度が円滑に活用されるよう、特定適格消費者団体及び適格消費者団体への助成事業をはじめとした支援を行います。その他、消費者被害の拡大防止等の活動を行う非営利法人への助成も実施します。加えて、消費者被害の拡大防止等のため、消費者被害に係る情報についてウェブサイトに掲示します。これらの事業を通じ、不特定多数の消費者の権利擁護をはかります。

2023年12月に施行される改正消費者裁判手続特例法に定められた消費者団体訴訟制度支援法人の認定をめざし、申請準備をすすめます。そのため、定款記載「(1) 消費者裁判手続特例法（以下、特例法という）において「支援業務」として定められた業務」については、今年度、それら業務を実施するための業務規程の整備等事前準備を行います。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 14790 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 消費者裁判手続特例法（以下、特例法という）において「支援業務」として定められた次の業務							
① 特定適格消費者団体の委託を受けて行う、被害回復関係業務に付随する事務	本事務に係る内閣府令をふまえ、業務規程を整備する。	2022年10月～2023年8月	千代田区千田プラザエフ	理事・監事9名、事務3名、専門家2名	—	—	25
② 団体と相手方の合意による相手方通知等の相手方を行うべき事務	本事務に係る内閣府令をふまえ、業務規程を整備する。	2022年10月～2023年8月	千代田区千田プラザエフ	理事・監事9名、事務3名、専門家2名	—	—	25
③ 被害回復関係業務に関する特定適格消費者団体に対する助言、情報の公表その他の業務	本事務に係る内閣府令をふまえ、業務規程を整備する。	2022年10月～2023年8月	千代田区千田プラザエフ	理事・監事9名、事務3名、専門家2名	—	—	25
④ 特例法第95条第1項、第2項による公表及び特例法実施のために必要な情報の収集等、内閣総理大臣の委託を受けて行う業務	本事務に係る内閣府令をふまえ、業務規程を整備する。	2022年10月～2023年8月	千代田区千田プラザエフ	理事・監事9名、事務3名、専門家2名	—	—	25
(2) 各種消費者契約被害の拡大防止のため、不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求権行使する団体への助成	適格消費者団体からの申請について理事の会にて検討を行い、助成を実施する	12月、7月の2回の実施	千代田区千田プラザエフ	理事・監事9名、事務3名	適格消費者団体	23団体	2,000

(3) 各種消費者契約被害の回復・防止のために、消費者裁判手続特例法を使用する団体への助成	特定適格消費者団体からの申請について、理事会にて検討を行い、助成を実施する	12月、7月の助成 2回実施	千代田区 千田プラザエフ	理事・監事 9名、3名	特定適格消費者団体	4団体	1,000
(4) 各種消費者被害の相談業務、注意喚起業務に係る事業者への助成	適格認定をめぐり、他の非営利法人から申請について検討を行い、助成を実施する	12月、7月の助成 2回実施	千代田区 千田プラザエフ	理事・監事 9名、3名	消費者被害問題に組織的に対応する非営利法人	5団体	500
(5) 消費者被害や消費者政策に関する情報提供や消費者教育、啓発事業	助成対象団体の活動実績を紹介するシンポジウムを実施	10月	千代田区 千田プラザエフ	理事・監事 9名、3名	全国の消費者	100名	5
	孤独・孤立と消費者被害に係る相談、分組及びシンポジウム（消費者庁受託事業）	10月、12月 相談、分析、シンポジウム	千代田区 千田プラザエフ	理事1名、 監事4名	全国の消費者	300名	11,135
	SNSで、下記情報を拡散。そのタイムラインをウェブサイトに掲載。 ・(特定) 適格消費者団体の公表情報 ・消費者行政の注意喚起等公表情報 ・消費者契約問題に係わる報道	執務日 は、毎日 投稿	千代田区 千田プラザエフ	事務2名	全国の消費者	特多 不定数	50
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	なし						